

2019 全子連業第 132 号
令和 2 年 3 月 3 日

都道府県・政令指定都市子ども会連合組織
代表者 様
事務局長 様

公益社団法人 全国子ども会連合会
会 長 河 本 功
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大の現状における今後の子ども会活動について

日頃より全国子ども会事業の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の現状は 3 月中旬までの 1~2 週間が感染拡大防止に極めて重要であるとされ、3 月 2 日の時点では国内の感染者数が 274 名、死亡者が 6 名確認されております。

また先月末の政府の要請で全国の大半の学校が春休みまで休校の措置をとり、さらに各イベントの開催については大規模な感染リスクがあることを勘案し、中止、延期または規模縮小の要請がなされ、外出の自粛が通達されたところもあるほどです。

そのような中で、感染の拡大に伴い全国子ども会連合会としての方針についてのお問い合わせ、ご意見が各地から寄せられています。

標記の件につきまして、全国子ども会連合会といたしましては、各地の子ども会活動に対して一斉に中止、延期または規模縮小の要請を行うものではありませんが、これから年度末に向けて、会員の歓送迎会など子ども会活動が活発に行われる時期ですので、子ども会育成者・指導者及び関係者の皆様には、子どもたちの安全・安心を優先的にご考えいただきまして、中止、延期の決断はもちろんです。開催時には手洗いの推奨、アルコール消毒液の設置、咳などの風邪の症状のある方の不参加を徹底するなどの対応をお願いいたします。また併せて 30 分毎の水、お茶による口洗いの上、飲み込み動作が予防に効果的であるということですので、周知徹底をお願いいたします。

また都道府県・市町村によっては行政機関が 3 月末まで、またそれ以降の事業の中止、延期を決定なされております。地域活動を主とする子ども会として関係諸機関とも相談の上、ご判断いただきますようお願いいたします。

なお全国子ども会連合会では、2 月半ばより主催事業を無期延期とし、全国各地への感染拡大防止に努めています。また事務局は時短勤務、臨時の休業措置などで皆様にはご迷惑おかけしておりますが、満員電車での通勤などの感染リスクの現状をふまえ、ご理解くださいますようお願いいたします。

(共済関係の Q&A を添付いたしますので、ご参照ください。)

令和2年3月3日

新型コロナ発生に伴う全国子ども会安全共済会の取扱いについての Q&A

Q1.新型コロナが流行っているこの時期に子ども会活動をしてよいのか？

子ども会活動の開催の可否については、リスクの大小を慎重に検討して各市町村子連、各子ども会において決定願います。

尚、イベントの開催に関する政府対応等を踏まえ、原則的に全国子ども会連合会主催の会議、事業については中止または延期としております。

Q2.子ども会活動に参加して新型コロナに罹患した。共済金は支払われるのか？

子ども会活動において罹患したことが医師、保健所等で証明されれば支払の対象となります。

Q3.新年度の加入に向けた説明会が開催出来ないため、加入者名簿の作成や掛金を集めることが出来ない。共済契約締結の手続きについて、特別な取扱いはないか？

今後の新型コロナの感染状況を踏まえて検討の予定です。

Q4.「6年生を送る会」の3月開催を延期して、4月開催とした。6年生(=新中学1年生)は本来であれば新年度は安全共済会には加入しないが、この場合補償対象とするためには新年度も加入しないといけないか？

あくまでも共済期間は4月1日から3月31日までの1年間であり、この取扱の延長は出来ません。従って、新年度も補償の対象とするためには改めて加入いただく必要があります。